

学校法人長崎総合科学大学

責任免除・責任限定契約、役員賠償責任保険契約の状況

【責任の免除】

規則条項：学校法人長崎総合科学大学寄附行為第3章第19条

役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

【責任限定契約】

規則条項：学校法人長崎総合科学大学寄附行為第3章第20条

理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

【役員賠償保険】

契約先：東京海上日動火災保険株式会社（代理店：東京海上日動^パ・トナズ^ズ九州長崎支店）

保険種類：役員賠償責任保険

被保険者：（個人被保険者）理事・監事、評議員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員、退任役員
（記名法人）学校法人長崎総合科学大学

（令和3年4月現在）